

葛飾区男女平等苦情調整委員会

葛飾区では、平成 16 年 4 月に施行の葛飾区男女平等推進条例第 15 条の規定に基づき、男女平等社会の推進を阻害する事項に関し、区民の方から申立てのあった苦情を適正に処理するため、区長の附属機関として「葛飾区男女平等苦情調整委員会」を設けております。

申出ができる人

- ・区民（区内在住・在勤・在学の個人）及び事業者等

申立てができる事項

- ・男女平等社会の実現を阻害すると思われる、区の施策や事業、職場や地域等に対する苦情

※申出ができない事項

- ・裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- ・法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決もしくは決定のあった事項
- ・区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- ・葛飾区男女平等推進条例に基づく苦情調整委員会の判断に関する事項

申出方法

苦情申出書を手権推進課男女平等推進係窓口へご提出ください。
郵送の場合には、下記の申出先へお送りください。

苦情申出書

申出書の様式は特に定めておりませんので、下記の内容を記載のうえ、ご提出ください。

- ①苦情・提案等の申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号
- ②苦情・提案等の原因となった事実
- ③苦情・提案等の申出の趣旨及び理由
- ④他の機関等への相談等の状況
- ⑤申出の年月日
- ⑥申出人の要望

男女平等苦情調整委員会委員名簿（任期：令和6年1月4日～令和8年1月3日）

氏名	経歴等
金子 雅臣	労働ジャーナリスト 一般社団法人職場のハラスメント研究所所長
野田 美穂子	弁護士（男女平等推進センター法律相談 相談員）
船橋 邦子	元和光大学教授

苦情の申出・問合せ先

人権推進課 男女平等推進係

124-0012 葛飾区立石五丁目 27 番 1 号 ウィメンズパル内

電話：03-5698-2211 ファクス：03-5698-2315

※受付時間 8 時 30 分～17 時 00 分（土曜・日曜・祝日・年末年始をのぞく）